

## 水俣病認定申請者医療研究事業に伴う医療費支給要綱

### (目的)

第1条 市長は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)第4条第2項の規定による水俣病認定申請者の医療の研究(以下「医療研究事業」という。)と適切な健康管理を行うため、当該申請者に係る医療等に要した経費の一部を助成するものとする。

### (対象者)

第2条 医療研究事業の対象者(以下「対象者」という。)は、法第4条第2項の規定により市長に対し認定申請した者のうち市長が次の各号のいずれかに該当していると認めた者とする。ただし、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱(平成17年5月24日環企発第050524001号環境事務次官通知)第2の3に定める医療手帳(手帳と同様の効力を有する証明書を含む。)又は水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針(平成22年4月16日閣議決定)に定める水俣病被害者手帳(「水俣病総合対策実施要領の一部改正について」(平成22年4月30日付け環企発第100430004号環境保健部長通知)による改正前の要領に基づく保健手帳を含む。)の交付を受け、当該手帳が効力を有することとなった者を除く。

- (1) 新潟県・新潟市公害健康被害認定審査会(以下「審査会」という。)において経過観察等を要するとされている者
- (2) 審査会の答申があつて、市長が認否の処分を保留している者
- (3) 法第2条第2項に規定する第2種地域等に5年以上居住している者

### (医療手帳の交付)

第3条 市長は、前条の規定に該当する者に対し水俣病認定申請者医療手帳(以下「医療手帳」という。別記第1号様式)を交付するものとする。

### (医療手帳の有効期間)

第4条 医療手帳の有効期間は、認定申請を月の15日までに受理した場合は、その日の属する月の翌月、月の16日以降に受理した場合はその日の属する月の翌々月を始期とし、法第4条第2項の規定による処分があつた日の属する月の末日又は認定申請を取り下げた日の属する月の末日をもってその効力を失う。ただし、処分があつた日の翌日又は認定申請を取り下げた日の翌日から起算して当該月の末日までの期間が7日以内である場合には、翌月の末日までとする。

2 医療手帳は、その交付を受けた者が、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱第

2の3に定める医療手帳（手帳と同様の効力を有する証明書を含む。）又は水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成22年4月16日閣議決定）に定める水俣病被害者手帳（「水俣病総合対策実施要領の一部改正について」（平成22年4月30日付け環企発第100430004号環境保健部長通知）による改正前の要領に基づく保健手帳を含む。）の交付を受け、当該手帳が効力を有することとなったときは、その効力を失う。

3 医療手帳は、その交付を受けた者が死亡したときは、その効力を失う。

（医療手帳の返還）

第5条 対象者は、交付を受けた医療手帳が効力を失ったときは、速やかに市長に返還しなければならない。

（医療手帳の再交付等）

第6条 医療手帳の交付を受けた者が、これを破損し、汚損し又は紛失したときは、速やかに水俣病認定申請者医療手帳再交付申請書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、再交付申請を適当と認めたときは、申請者に医療手帳を再交付するものとする。

3 対象者は、医療手帳に記載されている事項に変更が生じたときは、その旨を手帳記載事項変更届出書（別記第14号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

（医療費の支給）

第7条 市長は、対象者（医療保険各法の規定による被保険者等（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による被保険者若しくは被扶養者）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護者若しくは要支援者のうち被保険者に限る。）が当該認定申請に係る疾病に関連して、医療機関（健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者を含む。）、薬局（以下「医療機関等」という。）若しくはその他の者において医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の規定による療養（妊娠・出産、歯科及び交通事故等の他人の加害による疾病等に係る医療を除く。）を受けたときは、当該療養に要した費用の額を限度として医療費を支給するものとする。ただし、法令により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている者を除くものとする。

る。

- 2 前項の医療費の額は、「診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 67 号）」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）」、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定について（昭和 33 年 9 月 30 日付け保発第 64 号厚生省保険局長通知）」、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（平成 4 年 5 月 22 日付け保発第 57 号厚生省保険局長通知）」及び「治療用装具の療養費支給基準について（昭和 36 年 7 月 24 日付け保発第 54 号厚生省保険局長通知）」より算出した額の合計額から医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の規定による療養に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額を限度とする。
- 3 対象者は、医療機関等又はその他の者において当該医療研究事業に係る疾病に関連して療養を受けようとするときは、当該医療機関等又は当該その他の者に医療手帳を提出しなければならない。ただし、やむをえない理由があるときはこの限りでない。

（医療機関等又は柔道整復師に対する医療費の支払）

- 第 8 条 医療機関等又は柔道整復師は、対象者が医療手帳を提示して当該認定申請に係る疾病について療養の給付を受けた場合には、対象者に対する請求にかえて、前条の規定により支給されるべき医療費の額を市長に対し請求するものとする。
- 2 前項の規定により、医療機関等又は柔道整復師が前条の規定により支給されるべき医療費の額を請求しようとするときは、各月に行った医療につき水俣病認定申請者医療費支払請求書（別記第 5 号様式）又は水俣病認定申請者介護保険関係療養費等支払請求書（別記第 8 号様式）に診療報酬請求明細書又は介護給付費明細書を添えて翌月の 10 日までに市長に提出するものとする。
  - 3 市長は、前項の請求書が提出された場合は、これを審査のうえ適当と認めたときは、対象者にかわり当該医療機関等又は当該柔道整復師に対し、前条の規定により支給すべき医療費の額を支払うものとする。
  - 4 前項の規定による支払があったときは、対象者に対し、前条の規定による医療費の支給があったものとみなす。
  - 5 市長は、第 3 項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。

(医療費の支給申請)

第9条 緊急その他やむをえない理由により、医療手帳の交付を受けた対象者が当該認定申請に係る疾病について医療機関等又は柔道整復師から療養を受け、当該医療機関等又は当該柔道整復師に対し第7条の規定により支給されるべき医療費の額を支払った場合は、市長に対し水俣病認定申請者医療費支給申請書(別記第6号様式)又は水俣病認定申請者介護保険関係療養費支給申請書(別記第9号様式)を提出して第7条の規定による医療費の支給を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合、これを審査のうえ適当と認めたときは、対象者に対し第7条の規定による医療費を支払うものとする。

(はり・きゅう・マッサージ施術療養費の支給)

第10条 対象者が当該認定申請に係る疾病に関連して、施術所においてはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)により免許を受けたはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師に限る。)から、はり・きゅう又はマッサージの施術(第7条第1項に規定する療養の給付を受けた場合を除く。)を受け、当該施術所に対し施術費を支払ったときは、当該施術療養費の支給を受けることができる。

2 前項の施術療養費の支給を受けようとする者は、市長に対し「水俣病認定申請者はり・きゅう・マッサージ施術療養費支給申請書」(別記第7号様式)を翌月の10日までに提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理した場合、これを審査のうえ適当と認めたときは、対象者に対し次の各号に定める額と支払額とを比較していずれか少ない額を支給する。ただし、はり・きゅう・マッサージ施術療養費は月を単位として支給するものとし、支給の対象とする施術は、はり・きゅう併せて1か月5回、マッサージにあっても1か月5回を限度とする。

(1) はり又はきゅうのみの場合1回につき1,000円

(2) はり・きゅう併用の場合1回につき1,500円

(3) マッサージの場合1回につき600円

(研究治療手当の支給)

第11条 第2条第1号及び第2号に該当する者が、当該認定申請に係る疾病に関連して、第7条第1項に規定する医療費の給付又は前条第1項に規定する施術療養費の給付を受けたときは、研究治療手当の支給を受けることができる。

2 前項の手当の支給を受けようとする者は、市長に対し「水俣病認定申請者研究治療手当支給申請書」(別記第15号様式)に、領収書など医療機関等が発行した書類のうち受診日が確認できるもの、もしくは「医療機関等受診証明書」(別記第15号様式の2)を

添えて提出するものとする。

- 3 市長は、前項の申請書等を受理した場合、これを審査のうえ適当と認めるときは、当該申請者に対し給付を受けた日数に応じて1日につき500円を支給する。

(介添手当の支給)

第12条 第2条第1号及び第2号に該当する者のうち日常生活に介添を要する状態にあると認められる者が介添を受けたときは、介添手当の支給を受けることができる。

- 2 前項の手当の支給を受けようとする者は、市長に対し「介添手当支給申請書」(別記第10号様式)及び「診断書」(別記第11号様式)を提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請書等を受理した場合、これを審査のうえ適当と認めるときは、当該申請者に対し次の各号に定める額を支給する。ただし、月を単位として支給するものとする。

- (1) その月において、介添を受けた日数が20日以上の場合

10,000円

- (2) その月において、介添を受けた日数が10日以上20日未満の場合

7,500円

- (3) その月において、介添を受けた日数が10日未満の場合

5,000円

(精密検診手当の支給)

第13条 第2条第1号及び第2号に該当する者が、水俣病の認定に係る検診を受けたときは、精密検診手当の支給を受けることができる。

- 2 前項の手当の支給を受けようとする者は、市長に対し「水俣病認定申請者精密検診手当支給申請書」(別記第16号様式)を提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請書を受理した場合、これを審査のうえ適当と認めるときは、当該申請者に対し検診を受けた日数に応じて1日につき500円を支給する。

(離島手当の支給)

第14条 市長は、第2条第1号及び第2号に該当する者のうち離島(島外の医療機関への交通手段が船舶又は航空機以外にない島をいう。)に居住する者が、当該医療研究事業に係る疾病に関連して、島外の医療機関等に通院し、第7条第1項に規定する医療費の給付、第10条第1項に規定する施術療養費の給付又は前条第1項に規定する検診を島外において受けたときは、その者に対し、それぞれ実日数に500円を乗じた額を離島手当として加算する。

(在外の対象者に対する医療費等の支給)

第15条 在外の対象者（日本国内に居住地及び現在地を有しない者であって、居住国の医療機関において療養を受けたとき（医師が発行した処方箋により医薬品の調剤を受けたときを含む。）に支払った費用について、支給を希望する者のうち、市長が医療費を支給することが適当であるとあらかじめ認めた者に限る。以下「在外対象者」という。）が当該医療研究事業に係る疾病に関連して療養を受けたときは、医療費及び研究治療手当の支給を受けることができる。

2 前項の医療費及び研究治療手当の支給を受けようとする者は、市長に対し「医療費・研究治療手当支給申請書」（別記第13号様式）及び「領収書等貼付台紙」（別記第13号様式の2）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書等を受理した場合、これを審査のうえ適当と認めたときは、当該申請者に対し次に掲げる額を限度として、医療費（当該療養に要した費用のうち自己負担した額に限る。）及び研究治療手当を支給する。

（1）健康保険法第63条第1項第5号の療養、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス（緊急時施設療養及び所定疾患施設療養に限る。）、介護保険法第48条第1項第3号の介護医療院サービス（緊急時施設診療に限る。）又は地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）第3条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項及び第2項において平成36年3月31日までの間、なおその効力を有するとされた旧介護保険法第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設サービスに相当する療養若しくはサービスを受けたとき

1月につき50,000円

（2）健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス（緊急時施設療養及び所定疾患施設療養を除く。）、介護保険法第48条第1項第3号の介護医療院サービス（緊急時施設診療を除く。）又は介護保険法第53条第1項の指定介護予防サービスに相当する療養若しくはサービス（前号に掲げる療養又はサービスを除く。）を受けたとき

1年につき75,000円

（3）研究治療手当

在外対象者のうち第2条第1項第1号及び第2号に該当する者が、第1号及び第2号に掲げる療養及びサービスを受けたとき

1日につき500円

4 前項に掲げる医療費及び研究治療手当は、月を単位として支給するものとする。

5 在外対象者は、居住国の医療機関において療養を受けようとする場合は、受診予定医療機関リスト（別記第12号様式）を、あらかじめ市長に提出しなければならない。

6 提出した受診予定医療機関リストに変更が生じた場合は、変更後の受診予定医療機関リストを市長に提出しなければならない。

(支給の期間)

第16条 第7条及び第10条から前条までの規定による医療費、施術療養費及び手当(以下「医療費等」という。)の支給は、第2条第1号及び第2号に該当する場合には、対象となった日の属する月の翌月分から、同条第3号に該当する場合には第4条第1項に規定する有効期間の始期から始まり、当該対象者でなくなった日の属する月の分で終了するものとする。ただし、対象者でなくなった日の翌日から起算して当該月の末日までの期間が7日以内である場合には、医療費等の支給は翌月の分で終了するものとする。

(申請の期限)

第17条 この要綱による医療費等の支給の申請は、当該事由が生じた月から2年を経過したときは、することができない。

(報告、立入調査等)

第18条 市長は、医療研究事業の適正な運営を図る必要があると認めるときは、対象者、医療機関等、柔道整復師、はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師に対し、必要な報告を求め又は立入調査を実施することができる。

2 市長は、対象者、医療機関等、柔道整復師、はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師が正当な理由なく前項の立入調査等に応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき、若しくは著しい不正が発覚した場合は、医療費等の支払を停止し、又はこの事業の対象から除外することができる。

(医療費の返還)

第19条 対象者が、当該認定申請に係る疾病に関し、第7条に規定する医療費の支給に相当する損害賠償その他の給付を受けた場合には、その給付の範囲内において既に支給を受けた医療費を市長に返還しなければならない。

(診療報酬請求明細書等発行手数料の支払)

第20条 市長は、医療費の支給に係る事務手数料として、診療報酬請求明細書又は介護給付費明細書1件当たり220円を当該医療機関等に支払うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年10月1日から施行する。
- 2 改正前の水俣病認定申請者医療研究事業に伴う医療費支給要綱(昭和50年4月1日施行)により既に交付した医療手帳については、この要綱に相当する規定により交付したものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和56年4月8日から施行し、昭和56年4月1日以降の診療分から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年9月7日から施行し、昭和56年8月1日以降の施術から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年2月1日以降の療養の給付から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年10月23日から施行し、昭和59年10月1日以降の療養の給付から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年5月13日から施行し、昭和60年4月1日以降の療養の給付から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年10月8日から施行し、平成6年10月1日以降の療養の給付から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。



附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の第7条及び第17条の規定については平成24年4月1日から適用する。
- 2 水俣病認定申請者の健康管理の実施にかかる医療費の支給に関する特別措置要綱の昭和55年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。ただし、改正後の第15条の規定については平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月18日から施行する。ただし、改正後の第11条の規定については平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、令和元年9月30日以前に行われた療養費の支給に係る事務手数料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。